

情報ステーション



2013 NOV by T's office

生命保険は節税に大いに利用できる！

1. 法人（会社）の場合・・・利益が出ていない会社でも生命保険の利用価値は十分にあります。例えば、役員報酬が月額 30 万の場合。あまり利益出ていないから関係ない??? 役員報酬を 5 万円減らしてもいいから月額 5 万円の生命保険に入るべき。10 年間かければ約 600 万貯まります。将来、生命保険を解約して自分の退職金にすればよい。退職金は退職所得控除、二分の一課税など特典満載。毎月の役員報酬を下げることで所得税、住民税、社会保険料も下がります。一石三鳥です。会社で生命保険に加入していない社長さん、奥さん、検討の余地大いにあります。
2. 相続税対策・・・生命保険金は 500 万円×法定相続人の数が非課税となります。女性、特に年配の女性は葬式費用程度しか入っていないとか、郵便局で少しだけ保険に入っていると、よく耳にします。預金には相続税が課税されますが、生命保険には上記のように非課税枠があります。子供が 2 人いれば 1000 万円非課税です。利用しない手はありません。高齢だからとあきらめる必要はありません。たとえば、P 生命保険会社の一時払終身保険の場合、75 歳女性、9,119,710 円を一時払いすると保険金額 1000 万円の保険に今からでも加入できます。中途解約をしないつもりであれば、同じく 75 歳女性の場合、8,269,130 円を一時払いすると保険金額 1000 万円の変額保険（終身型）に加入することができます（保険金額 500 万円でも同じような率で加入できます）。預貯金であれば課税されてしまいますが、生命保険であれば非課税枠を上手に利用することができます。27 年 1 月 1 日から相続税は課税が強化されます。500 万円×法定相続人の数分の非課税枠は、是非、利用したいところです。詳しくは担当者までお尋ね下さい。

顧客第一主義の会計事務所

<http://takeichi-zei.com/>

発行：竹市会計事務所 2013.11.3